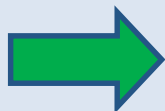


1-1 学校基本調査の変更(4)



[変更内容④]

「学校調査票(大学)学部学生内訳票」及び「学校調査票(短期大学)本科学生内訳票」において、「高等学校(専攻科)」「中等教育学校(専攻科)」及び「特別支援学校(専攻科)」からの編入に係る事項を追加

(適用時期 ⇒ 平成29年度調査から。
資料2の別添P.166、167)

(参考)学校調査票(短期大学)本科学生内訳票の調査項目案

9 高等学校等専攻科からの編入学者数	2年次		3年次		計 (該当のない場合は斜線を引く。)		
	男	女	男	女	男	女	計
高等学校(専攻科) 4							
中等教育学校(専攻科) 5							
特別支援学校(専攻科) 6							

(参考)高等学校専攻科について

	普通科	職業学科(専門高校)									計
		農業	工業	商業	水産	家庭	看護	福祉	併置	その他	
設置校数	5	7	18	1	25	2	75	—	5	—	138
生徒数(人)	1,037	229	440	20	534	117	6,551	—	1,147	—	10,075
学科数	8	9	24	2	51	2	78	5	—	6	185

※ 併置の内訳：工業科+福祉科(2)、看護科+福祉科(1)、福祉科+その他(2) 平成24年度文部科学省調べ

<専攻科の設置目的>

各専攻科の主たる設置目的は、「資格取得」、「高度な技術など専門教育の深化」等となっている。

[論点]

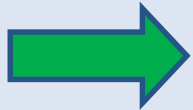
調査目的、統計ニーズ等への的確な対応、報告者による正確な記入の確保等の観点から、変更内容は妥当か。

1-2 学校教員統計調査の変更

【新たな幼保連携型認定こども園及び義務教育学校の創設に伴う変更】

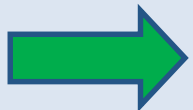
- ①就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正（平成24年8月公布）により、平成27年4月から、教育と保育を制度的に一体として提供する新たな幼保連携型認定こども園（以下「新幼保こども園」という。）が創設され、教育基本法に新たな学校種として位置付けられたこと
 - ②学校教育法の一部改正により、平成28年4月から新たな学校種として小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が創設され、新たな学校種として位置付けられたこと
- に伴い、以下のとおり変更する。

[調査対象範囲の変更]



調査対象範囲に新幼保こども園及び義務教育学校を追加

[調査票の新設]



新幼保こども園及び義務教育学校に係る調査票（「教員個人調査票（幼保連携型認定こども園及び義務教育学校）」）を新設
（資料3の別添P.29、32）

[論点]

- ① 調査目的からみて、調査対象範囲の変更、調査票の新設は妥当か。
- ② 新幼保こども園及び義務教育学校の特性や統計ニーズ等の観点からみて、調査事項の設定は妥当か。

2 前回答申時の課題への対応 (学校基本調査関係)

前回答申^(注)において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

(注) 「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」(平成26年7月14日付け府統委第63号)

	課 題	実 施 時 期
ア	こども園票 ^(※) の「職員数」における非常勤職員の把握	遅くとも平成30年度調査を目途に実施
イ	こども園票の「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直し (休職者数の男女別の把握、「結核」の削除や「介護休業」の追加等)	遅くとも平成30年度調査を目途に実施
ウ	学校調査票(大学)学部学生内訳票等の「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等 (「55歳～60歳」「61歳以上」⇒「55歳～59歳」「60歳～64歳」「65歳以上」)	遅くとも平成29年度調査を目途に実施
エ	卒業状況調査票(中学校)における卒業生の就職者の正規・非正規別の把握	遅くとも平成29年度調査を目途に実施
オ	幼保連携型認定こども園を対象とする他の統計調査(厚生労働省所管「社会福祉施設等調査」(一般統計調査))との調整	平成32年度調査を目途に実施

(※) 学校調査票(幼保連携型認定こども園)



文部科学省における対応状況について、部会で確認